

ID: 5389

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	卸売市場等の特殊建築物の敷地の位置の許可		
法令名 根拠条項	建築基準法第 51 条 【準用】第 87 条第 2 項及び第 3 項（用途変更）第 88 条第 2 項（遊戯施設等の工作物）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第51条（卸売市場の用途に供する特殊建築物の位置）、建築基準法施行令第130条の2の2、第130条の2の3の規定による			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日